

一般社団法人 日本繊維倶楽部 定款

昭和 24 年 5 月 10 日認可
昭和 25 年 5 月 9 日改正
昭和 26 年 6 月 28 日改正
昭和 29 年 6 月 7 日改正
昭和 38 年 6 月 28 日改正
平成 12 年 8 月 15 日改正
平成 13 年 8 月 14 日改正
平成 15 年 7 月 8 日改正
平成 18 年 6 月 14 日改正
平成 22 年 7 月 1 日改正

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本繊維倶楽部と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 この法人は、繊維業者及び繊維調査研究機関等との連絡を強固にして本産業の振興発展を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 繊維産業に関する諸問題の調査研究並びに啓発宣伝を行うこと。また、同様の事業に協力すること。
- 二 繊維に関する講演会、セミナーを開催すること。
- 三 繊維に関する内外の図書、雑誌、統計、資料を備え付け閲覧に供すること。
- 四 関係団体、関係官庁との連絡、協調を図ること。
- 五 社会、公益に貢献する団体等が主催する事業に協力すること。
- 六 その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2 前項各号の事業は、東京都及び他の道府県で行う。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、繊維産業に関係する個人又は法人若しくはこれに準ずる団体であつて、この法人の目的に賛同して次条の規定により入会した者とする。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する社員とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、会員2名以上の紹介により所定の入会申込書に入会金を添えて、入会の申込みをするものとする。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

(任意退会)

第7条 会員は、所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 会員が、この法人の名誉を毀損したときは、社員総会の決議によって当該会員を除名できる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から一週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 理事長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を喪失する。

- 一 成年被後見人又は被保佐人として登記されたとき。
- 二 会費を2年以上滞納したとき
- 三 総会員の同意があるとき
- 四 死亡又は解散したとき

(入会金および会費)

第10条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は入会金及び会費を支払う義務を負う。

2 入会金は、個人にあつては5千円、法人又はこれに準ずる団体にあつては3万円とする。

3 会費は、1年につき個人にあつては5千円、法人又はこれに準ずる団体にあつては3万円とする。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事（以下「役員」という）の選任又は解任
- 二 役員報酬等の額
- 三 会員の除名
- 四 定款の変更
- 五 事業の全部又は一部の譲渡
- 六 解散及び残余財産の帰属の決定
- 七 事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- 八 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常任理事が社員総会の議長となる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、会員1名につき各1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 4 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によ

ってその議決権を行使することができる。この場合においては前 3 項の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

- 5 理事会において社員総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第 1 項から第 3 項までの出席した会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第 18 条 理事又は会員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、会員の全員が当該提案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する社員総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第 14 条第 1 項の理事会において定めるものとし、第 15 条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

- 第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員およびその員数)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3 名以上 11 名以内
 - 二 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事長以外の理事のうち 1 名を常任理事とする。
 - 3 前項の理事長及び常任理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する代表理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長及び常任理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長及び常任理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって、解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には、費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集するものとする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常任理事が理事会の議長となる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第 22 条第 3 項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第 7 章 資産および会計

(事業年度)

第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(剰余金の処分制限)

第 34 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 35 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第 1 号から第 5 号までの書類については承認を受け、それ以外の書類についてはその内容を報告しなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表

- 四 正味財産増減計算書
 - 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - 六 公益目的支出計画実施報告書
- 2 前項の規定により報告又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 一 監査報告
 - 二 理事及び監事の名簿
 - 3 定款及び会員名簿については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 4 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 公告の方法

(公告)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第41条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は津村準二、常任理事は上西正通とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。